

●都市計画法第34条第1号(公益上必要な建築物)の運用基準

都市計画法第34条第1号の規定に基づく「開発区域の周辺居住者の利用に供する公益上必要な建築物」については、申請者が自己の業務として行うもので、都市計画法第33条の技術基準に加え、申請の内容が次の要件に該当するものであること。

- 1 開発区域(申請地)は、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 申請地は市街化調整区域内の既存集落の中、隣接地又は近接地であること。
(既存集落とは概ね50戸以上の建物が50m以下の敷地間隔で連なっている集落、近接とは概ね100m以内とする。)ただし、市立小学校、市立中学校、放課後児童クラブでやむを得ない場合はこの限りでない。
 - (2) 前面道路に10m以上接していること。
ただし、放課後児童クラブでやむを得ない場合はこの限りでない。
- 2 建築物の用途は以下のもので、それぞれの要件に該当するものであること。
 - (1) 小学校、中学校のうち、市立のもの。
当該通学区域を勘案し、適切な位置にあるもの。
 - (2) 診療所、助産所
 - ア 原則として入院施設がないこと。入院施設がある場合は、県及び市の医療施策の観点から支障がなく、かつ、その設置及び運営が国の定める基準に適合するものであること。
 - イ 併用住宅の場合は、申請者(自然人に限る。)が業務を行い、かつ、居住する建物であり、診療所又は助産所の部分の床面積を全体の過半とし別棟でないこと。
 - ウ 併用住宅の場合で、申請地が「前橋市市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に関する条例」第3条第3項第7号にて定められた区域(※1)に該当する場合は、安全上及び避難上の対策として、建築計画において、居室等の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により、当該地内における想定浸水深(10cm単位として、10cm申請未満の値は切上げて適用)以上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策を施すこと。
 - エ ウに加え、市防災計画により定められた避難場所への避難計画が確認できること。
 - (3) 老人居宅介護等事業施設、老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業施設、複合型サービス福祉事業施設
本市の福祉施策の観点から支障がなく、かつ、その設置及び運営が国の定める基準に適合するものであること。
 - (4) 保育所、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
本市の保育施策の観点から支障がなく、かつ、その設置及び運営が国の定める基準に適合するものであること。
 - (5) 放課後児童クラブ、児童館
 - ア 放課後児童クラブについては対象小学校から適切な位置にあること。
 - イ 本市の整備計画に適合していること。

◇上記の施設は以下の通りとする。なお、()内は所管する関係課等

- ・ 小学校、中学校：学校教育法第1条に規定する小学校、中学校（県義務教育課、市教育委員会事務局）
- ・ 診療所：医療法第1条の5第2項に規定する診療所（県医務課、市保健総務課）
- ・ 助産所：医療法第2条第1項に規定する助産所（県医務課、市保健総務課）

- ・老人居宅介護等事業施設：老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業を行う施設（市介護保険課）
- ・老人サービスセンター：老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人サービス事業を行う施設（市介護保険課）
- ・小規模多機能型居宅介護事業施設：老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（市介護保険課）
- ・複合型サービス福祉事業施設：老人福祉法第5条の2第7項に規定する複合型サービス福祉事業を行う施設（市介護保険課）
- ・保育所、幼保連携型認定こども園：児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、幼保連携型認定こども園（市子育て施設課）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設（市子育て施設課）
- ・放課後児童クラブ：児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設（市子育て施設課）
- ・児童館：児童福祉法第7条第1項に規定する児童厚生施設（市子育て施設課）

※1 水防法第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として想定浸水深3m以上の区域

改正施行日 令和4年4月1日